

# 地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律の概要 (令和5年度補正予算関連)

総務省  
令和5年12月

令和5年度の国の補正予算により増額された同年度分の地方交付税(0.9兆円)と、同年度の交付税特別会計借入金の償還の一部を繰り延べることによる財源(0.3兆円)について、0.6兆円を同年度に交付した上で、公庫債権金利変動準備金の活用の取りやめ(0.1兆円)を行い、残余の額(0.5兆円)を令和6年度分として交付すべき地方交付税に加算する。

## 【具体的な内容】

- (1) 令和5年度において、地方交付税0.6兆円を以下のとおり追加で交付する。
  - 経済対策の事業等の円滑な実施に必要な財源を措置するため、普通交付税の基準財政需要額に「臨時経済対策費」を創設する等のほか、令和5年度に発生した災害等に対応するため、特別交付税を増額する。
  - 臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、普通交付税の基準財政需要額に「臨時財政対策債償還基金費」を創設する。
- (2) 令和5年度の交付税特別会計借入金の償還予定額(1.3兆円)のうち0.3兆円の償還を繰り延べる。
- (3) 令和5年度の財源として予定していた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金(0.1兆円)について、地方の財源として後年度に活用するため、今年度の活用を取りやめる。
- (4) 令和6年度分の地方交付税の総額に0.5兆円を加算する。

【施行期日】 公布の日